

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
生活保護に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和5年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務③職権による保護の開始や変更に関する事務④保護の停止・廃止に関する事務⑤資料の提供等の求めに関する事務⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務⑨保護に要する費用の返還に関する事務⑩徴収金の徴収に関する事務 <p>医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(②～③は社会保険診療報酬支払基金への委託)</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、特定健診等データ収集システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護世帯情報ファイル、保護申請受付情報ファイル、就労自立給付金対象者情報ファイル、返還金管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一(項番15)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「生活保護関係情報」が含まれる項(項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番26) (医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠) 番号法第9条第1項及び第19条6号 番号法附則第6条第4項 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律生活保護法第80条の4 生活保護法附則(令和三年六月一日法律第六六号)第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 生活支援室
②所属長の役職名	生活支援室長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部組織人事室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は帯広市市民福祉部生活支援室(電話0155-65-4153)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市市民福祉部生活支援室(電話0155-65-4153)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ－1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
平成31年4月1日	Ⅱ－2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和2年4月1日	I－5-①	保健福祉部保護課	市民福祉部 生活支援室	事後	組織再編による名称変更
令和2年4月1日	I－5-②	保護課長 久保田 武	生活支援室長	事後	組織再編による名称変更
令和2年4月1日	I－7	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地	事後	組織再編による名称変更
令和2年4月1日	I－8	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市保健福祉部保護課(電話0155-65-4153)	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市市民福祉部生活支援室(電話0155-65-4153)	事後	組織再編による名称変更
令和2年6月30日	Ⅱ－1	2019/4/1	2020/6/30	事後	計数の時点変更
令和2年6月30日	Ⅱ－2	2019/4/1	2020/6/30	事後	計数の時点変更
令和3年6月1日	Ⅳ－4	未記載	十分である	事後	
令和3年6月1日	Ⅳ－6	未記載	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ－1	2020/6/30	2021/6/1	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ－2	2020/6/30	2021/6/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I-1-2	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	
令和4年6月1日	I-1-2	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I-4-②	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「生活保護関係情報」が含まれる項(項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番26)	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「生活保護関係情報」が含まれる項(項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番26)	事後	
令和4年6月1日	II-1	2021/6/1	2022/6/1	事後	
令和4年6月1日	II-2	2021/6/1	2022/6/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月23日	I-1-②	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、その困窮の程度に応じて扶助を行っている。</p> <p>帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始や変更に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ③職権による保護の開始や変更に関する事務 ④保護の停止・廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給に係る申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（②～③は社会保険診療報酬支払基金への委託）</p> <p>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	
令和5年5月23日	I-1-③	生活保護システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバ	生活保護システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等、特定健診等データ収集システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月23日	I-4-②	<p>番号法別表第二</p> <p>(別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「生活保護関係情報」が含まれる項(項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120)</p> <p>(別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番26)</p>	<p>番号法別表第二</p> <p>(別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「生活保護関係情報」が含まれる項(項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120)</p> <p>(別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番26)</p> <p>(医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠) 番号法第9条第1項及び第19条6号 番号法附則第6条第4項 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律生活保護法第80条の4 生活保護法附則(令和三年六月一日法律第六六号)第10条</p>	事前	
令和5年5月23日	II-1	2022/6/1	2023/4/1	事後	
令和5年5月23日	II-2	2022/6/1	2023/4/1	事後	